

排水設備工事関係の申請書類一覧

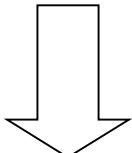
1. 排水設備工事計画確認申請書を提出するとき（2部提出）

【共通書類】

- ◆ 排水設備工事計画確認申請書（様式第1号）
 - ア. 位置図（住宅地図等）
 - イ. 工事図面（汚水雨水とも1系統で、勾配は2/100以上）
※責任技術者及び設計者の氏名・捺印をお忘れなく！！
 - ウ. 工事使用材料一覧表
 - エ. その他
 - ・改造助成金・融資あっせんを希望する場合は、その申請書類
 - ・改造等で申請者（設置者）と土地所有者が違う場合は、土地所有者の同意書（任意様式）
 - ・排水設備の一部が設置できない場合は、その理由書（任意様式）

【各工事別に必要な書類】

『新築』の場合	『くみ取り』からの改造	『浄化槽』からの改造
建築確認済証のコピー	水洗便所改造工事調書 (様式第3号)	浄化槽使用廃止届出書 (提出先は、保健所です)



2. 排水設備等工事完了届を提出するとき（2部提出）

- ◆ 排水設備等工事完了届（様式第6号）
 - ・計画申請時の工事図面に変更がある場合は、変更後の工事図面
- ◆ 公共下水道使用 開始・休止・廃止届（様式第12号）
 - ・位置図（住宅地図等）

排水設備工事 注意事項

1. 排水設備工事については、忠岡町下水道条例及び忠岡町下水道条例施行規則に従い施工してください。
2. 雨水・汚水の誤接続がないように十分注意して施工してください。
3. ガーデンパン（屋外手洗い）等、雨水が混入する可能性がある設備の排水については、雨水へ排水してください。
(但し、利用目的が明確であり（洗濯排水等）汚水に流す必要がある場合は、土木課へ相談してください。)
4. 給湯器・室外機等のドレン排水については、原則汚水へ接続し、立ち上がり管から雨水が入らないような対策（コーリング等により開口部の閉塞）を行ってください。
但し、ドレン検査基準対応品については、雨水へ接続することも可能ですので、土木課へ相談してください。